

益田赤十字病院薬剤師奨学金貸与規程

(目 的)

第1条 この規程は、益田赤十字病院（以下「病院」という）において薬剤師の資格取得を目指す薬学生の修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与し、優秀な薬学生の修学を支援することを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 奨学金貸与の対象となる者は、薬剤師養成学校に入学した学生のうち、奨学金の貸与を希望するもので、かつ卒業後、当院に就業する意思がある者を貸与対象とする。

(奨学金貸与者の人数)

第3条 奨学金貸与者（以下奨学生という）は、各学年1名程度とする。

(奨学金の期間)

第4条 奨学金の貸与期間は、正規の修学期間とする。なお、2回生以上からも貸与できるものとする。ただし、休学、留年等がある場合、その期間中は奨学金を貸与しない。

(奨学金の貸与額)

第5条 奨学金は、月額5万円を毎月貸与、または修学期間中のいずれかの希望する年月に於いて、1回につき180万円の2回貸与を上限とする。ただし、180万円を2回貸与する場合は、異なる2つの年度に貸与する。

(貸与申請)

第6条 奨学生になろうとする者は、次の書類を院長に提出して奨学金の貸与申請をするものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 在籍する学校長の推薦書（様式1）
- (3) 益田赤十字病院薬剤師奨学金貸与申請書（様式2-1 または様式2-2）
- (4) 家庭状況調査書（様式3）※扶養者の所得証明書を添付
- (5) 成績証明書
- (6) 返済計画書（様式4）

2 貸与申請に際しては、連帯保証人2名をたてなければならない。

3 連帯保証人は、本規程及び貸与申請書並びに返済計画書に基づき奨学生が負う一切の金銭債務を連帯保障する。

4 第2項の連帯保証人は、独立した生計を営んでいる者で、その一人は本人の親権者、父母またはこれに代わる者とする。

(奨学生の決定)

第7条 院長は、前条の申請に基づき、病院奨学金貸与審議会の審議を経て決定し、決定後は奨学金貸与決定通知書(様式5-1または様式5-2)により通知する。

(口座の指定等)

第8条 奨学金の支給が決定された奨学生は、奨学金の振り込みのための本人名義の銀行口座を指定し、奨学金振込依頼書(様式6)を速やかに院長に提出しなければならない。

(貸与方法)

第9条 貸与方法は、毎月貸与の場合は毎月、180万円の1回若しくは2回貸与の場合は本人が指定する年月に、本人名義の口座に振込むものとする。

(奨学金の返済)

第10条 奨学生は、原則として卒業後6年以内に返済計画書に基づき貸与した奨学金を全額返済しなければならない。ただし、院長は、奨学生に特別な事情がある場合は、返済期限を延長することができる。

2 返済計画の実行を期するため、具体的な返済の額および方法等については、返済の義務が生じたときから速やかに院長と奨学生が相互確認するものとする。

3 奨学生が次の各号のひとつに該当するときは、院長は貸与を打ち切り又は停止するものとし、奨学生はすでに貸与した奨学金を全額返済しなければならない。この場合は、返済計画書にかかわらず事実が判明した日より3ヶ月以内に一括返済とする。

- (1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき。
- (2) 自己の都合または病気等により退学したとき。
- (3) 学校の定めにより退学を命ぜられたとき。
- (4) 学業の途中において、奨学生として適性を欠き、または就学成績が著しく不良等で奨学生としてふさわしくないと認められたとき。

4 奨学生が、就学中に死亡した場合、院長は奨学金貸与を打ち切る。この場合は、すでに貸与した奨学金の返済については、院長と連帯保証人が協議して定める。

(貸与の休止)

第11条 奨学生は、休学した期間は、その間の奨学金貸与を休止する。

2 毎月貸与の場合、奨学金の貸与は、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までは貸与しないものとする。

(利子)

第12条 奨学金の貸与に対し、利子は課さない。

(返済の免除)

第 13 条 奨学生が卒業後、別に定める条件に該当した場合は、院長は奨学金の一部または全額の返済を免除することができる。

(その他)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与について必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成 25 年 3 月 1 日より施行する。

平成 30 年 12 月 1 日付一部改定

益田赤十字病院薬剤師奨学金貸与規程細則

益田赤十字病院薬剤師奨学金貸与規程に基づき、次のとおり必要事項について細則を定める。

(対象者の就労希望の確認)

- 第1 院長は、労働基準法に定める就労者の就労先の選択権利を尊重する必要があることから、卒業見込時において、奨学生に対し本院への就労希望の有無を確認する。

(奨学金の返済免除の要件と免除額)

- 第2 規程第13条に定める、卒業後における返済免除は、「卒業後、直ちに薬剤師の資格を取得し、当院に一定期間以上就業した場合に適用する」こととし、その要件と免除額は次のとおりとする。

病院在職期間	奨学金免除額
2年未満	0円
2年	60万円
3年	120万円
5年	180万円
6年	240万円
7年	300万円
8年	360万円

※在職期間の算出においては、1年未満の月数は切り捨てる。

上記の定めにかかわらず、病院在職期間中に休職等勤務できない状況に至った場合は、その状況が真に止むを得ない事情と認められ、かつ継続勤務の意思がある場合は、院長と奨学生が真摯に協議し、返済額及び返済方法を決定することとする。

- 2 前項の適用を受ける場合は、対象者は就業が決定した後、別紙(様式7)の奨学金返済免除申請書を院長に提出する。院長は同申請を審査し返済免除の諾否を対象者に通知する。

(様式1)

推 薦 状

年 月 日

益田赤十字病院
院長 木谷 光博 様

学校名

学校長名

印

下記の学生を、益田赤十字病院薬剤師奨学金貸与規定に基づく奨学生として推薦いたします。

記

学生氏名： _____

生年月日： _____年 _____月 _____日生 _____才

推薦理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

入学後の出席状況 : 欠席日数_____日

欠席の主な理由

.....

.....

.....

(様式2-1)

益田赤十字病院薬剤師奨学金貸与申請書

年 月 日

益田赤十字病院

院長 木谷 光博 様

今般、益田赤十字病院薬剤師奨学金貸与規程の各条項を了解し、貴院から奨学金を受けたいので同規程第6条により保証人連名のうえ、別紙返済計画書を添え次のとおり申請します。

ふりがな 氏名	印	生年月日	年 月 日 生 (才)		
現住所	〒 自宅TEL — — 携帯TEL — —				
学校名	大学	学部	学科	学年	学年
奨学金を希望する理由（具体的かつ詳細に記入すること）					
貸与希望月額	円				
貸与希望期間	年 月 日より		年 月 日まで		
第一連帯保証人	現住所	TEL — —			
	氏名	印 続柄			
	生年月日	年 月 日 生	職業		
第二連帯保証人	現住所	TEL — —			
	氏名	印 続柄			
	生年月日	年 月 日 生	職業		

(様式2-2)

益田赤十字病院薬剤師奨学金貸与申請書

年 月 日

益田赤十字病院

院長 木谷 光博 様

今般、益田赤十字病院薬剤師奨学金貸与規程の各条項を了解し、貴院から奨学金を受けたいので同規程第6条により保証人連名のうえ、別紙返済計画書を添え次のとおり申請します。

ふりがな 氏名	印	生年月日	年 月 日 生 (才)
現住所	〒 自宅TEL — — 携帯TEL — —		
学校名	大学	学部	学科 学年 学年
奨学金を希望する理由 (具体的かつ詳細に記入すること)			
貸与希望金額	180万円 ・ 360万円 (180万円×2回)		
貸与希望年月	1回目 : 年 月 / 2回目 : 年 月		
第一連帯保証人	現住所	TEL — —	
	氏名	印 続柄	
	生年月日	年 月 日 生	職業
第二連帯保証人	現住所	TEL — —	
	氏名	印 続柄	
	生年月日	年 月 日 生	職業

(様式3)

家庭状況調査

氏名		生年月日		年	月	日生
現住所	〒					
保護者住所	〒					
家族の状況	氏名	年齢	続柄	職業	その他	
現在、すでに受けている奨学金等の名称と金額						
奨学金の名称				金額(月額)		
備考				※所得証明書添付		

(様式4)

奨学金返済計画書

年 月 日

申請者氏名 ㊟

第一連帯保証人氏名 ㊟

第二連帯保証人氏名 ㊟

貸与希望金額 (合計) 円

返済予定年月		金額 (円)	返済予定年月		金額 (円)	返済予定年月		金額 (円)
1回	年 月		25回	年 月		49回	年 月	
2回	年 月		26回	年 月		50回	年 月	
3回	年 月		27回	年 月		51回	年 月	
4回	年 月		28回	年 月		52回	年 月	
5回	年 月		29回	年 月		53回	年 月	
6回	年 月		30回	年 月		54回	年 月	
7回	年 月		31回	年 月		55回	年 月	
8回	年 月		32回	年 月		56回	年 月	
9回	年 月		33回	年 月		57回	年 月	
10回	年 月		34回	年 月		58回	年 月	
11回	年 月		35回	年 月		59回	年 月	
12回	年 月		36回	年 月		60回	年 月	
13回	年 月		37回	年 月		61回	年 月	
14回	年 月		38回	年 月		62回	年 月	
15回	年 月		39回	年 月		63回	年 月	
16回	年 月		40回	年 月		64回	年 月	
17回	年 月		41回	年 月		65回	年 月	
18回	年 月		42回	年 月		66回	年 月	
19回	年 月		43回	年 月		67回	年 月	
20回	年 月		44回	年 月		68回	年 月	
21回	年 月		45回	年 月		69回	年 月	
22回	年 月		46回	年 月		70回	年 月	
23回	年 月		47回	年 月		71回	年 月	
24回	年 月		48回	年 月		72回	年 月	